

「覚悟」

加古川行政書士事務所 代表 ほそまつ 細松 ようすけ 陽介



住 所: 加古川市加古川町河原35番地の134
T E L: 090-1136-5202
営業内容: 行政書士

『判決、被告人を無期懲役に処するー』

これは私の趣味。そう、公判見学です。この言葉を口にすると、意外そうな表情をされるのが少なくありません。確かに、華やかさも気軽さもない趣味です。しかし私にとって公判見学は、人生の重みと人の弱さ、そして更生の可能性を静かに教えてくれる“特別な時間”です。

令和7年6月に刑法が改正され、懲罰的な側面が強い懲

役刑と禁固刑が廃止され、拘束されるという意味では同じですが、より更生的な側面が強い拘禁刑となりましたので、現在は冒頭のような無期懲役ではなく、無期拘禁刑となります。

私はかつて二十年以上、警察官として勤務していました。法律を盾に現場に立ち、違反を正し、秩序を守ることが使命でした。その日々の生活の中で、私は「正しさ」を疑うことなく信じていたように思います。

法律は守るもの、違反は許されないもの。その考えに迷いはありませんでした。しかし、公判の傍聴席に座るようになってから、私の中の景色は少しずつ変わっていきました。

法廷に立つ被告人の背中には、決して「正しさ」だけでは語れないのです。そこには、判断を誤った瞬間、誰にも言えなかった不安、支えを失った孤独があります。そして同時に、もう一度やり直したいという、かすかな願いも感じ取れます。

証言が途切れ、法廷が静まり返る瞬間があります。その沈黙の中で、私はいつも思います。もし人生を巻き戻せたら、この人は違う選択をしたのだろうか。もし誰かがもう一步、手を差し

伸べていたら、結果は変わっていたのではないかと。

その模索は、やがて私自身への問いにも変わります。あの選択で良かったのだろうか。あの判断は正しかったのだろうか。振り返った時に英断だったといえるだろうか、と静かに目を瞑ります。

行政書士として独立した今、公判見学は私の仕事観そのものになっています。書類の向こうには、必ず人生があります。手続きの成否は、その方の未来を大きく左右します。だからこそ私は、単に書類作成や手続きをするのではなく、その人の人生を守るための仕事をしようと思うようになりました。

警察官としての過去、行政書士としての現在、そして公判で見つめる現実。そのすべてが一本の線でつながり、今の私を形作っています。

公判見学という趣味は、私にとって自分自身を律し続けるための場所です。これからも法廷で感じた重さを胸に、一人ひとりの人生に静かに寄り添える法律の専門家でありたい。その思いを忘れないため、私は今日も傍聴席に座ります。